

【国連】PKO 要員等の性的暴力に関する国連決議

主幹 海外立法情報調査室 鈴木 滋

* 国連は、PKO 部隊による性的暴力問題に対し、取組を強化している。この問題について、これまでの経緯と、最近採択された国連決議（2017 年 3 月）の概要を紹介する。

1 問題の背景と経緯

かねてから、アフリカなどの紛争地では、国連平和維持活動（PKO）の要員（注 1）等による女性への性的暴力が問題化している。2016 年 3 月 4 日に公表された国連事務総長の報告によると、国連関係者が派遣先の女性に対して起こした性的暴力事件は、2015 年の 1 年間で 99 件（PKO 要員によるものが 69 件、その他、国連機関の職員によるものが 30 件）に上ったとされている（注 2）。同報告は、PKO 要員等が起こした、これらの事件の過半（55%）で、「実にひどい」（egregious）性的暴力が行われたとしており、未成年者に対する性的行為や、相手との合意を経ない性交などがあったと述べている（注 3）。国連は、この問題を深刻にとらえ、改善に向けた取組を強化している。2016 年 3 月 11 日、安全保障理事会において、決議第 2272 号が採択された（注 4）。同決議は、報道では「安全保障理事会による、この問題での最初の決議」とされており（注 5）、性的暴力問題について国連の立場を示した重要な決議と見られる。同決議は、以下の事項に言及している。

- ・ 特定の部隊において、広範に又は組織的に性的暴力が行われている確かな証拠がある場合、当該 PKO 部隊を本国に送還するという国連事務総長の決定を支持する。
- ・ 事務総長に対し、PKO 要員の性的暴力について、派遣国政府が事件を調査し、加害者に対し、その責を負わせるといった対応を取らない場合、当該 PKO 活動への派遣国を他の国に差し替えることを求める。
- ・ 事務総長に対し、性的暴力事件を起こした PKO 要員の派遣国を、今後、他の PKO 活動に参加させるべきか否かを判断する際、当該国政府が事件を調査し、加害者に対し、その責を負わせるといった対応を取ったか、関連の行動を評価するよう求める。

2 新たな国連決議の概要

翌 2017 年 3 月 10 日、PKO 要員等の性的暴力問題をめぐる新たな決議として、第 71 回国連総会において、決議第 278 号「性的搾取及び虐待に対する国連の行動」が採択された（注 6）。以下、同決議（前文と本文 15 項目から成る）の概要を紹介する。

(1) 前文

- ・ この問題に関して採択された従来の決議として、2016 年 3 月の安全保障理事会決議（前述）などを想起する。
- ・ 国連関係者及び、それ以外の者で安全保障理事会の命令により活動している者が起こした性的暴力事件に対し、これを強く非難し、深い懸念を表明する。

- ・国連関係者のこれまでの取組に鑑み、わずかな者の振る舞いが、国連による業績を汚すことがあってはならない旨、強調する。
- ・この問題について、国連の対応を調整する特別調整官の任命や上級専門委員会 (high-level task force) の設置など、事務総長が行ってきた継続的な努力を歓迎する。

(2) 本文

- ・国連が、性的暴力に対し、非寛容政策 (zero-tolerance policy) で臨むことを確認する。
- ・非寛容政策に対する共同の取組を示すため、国連と加盟国にとり、性的暴力事件の発生防止に努め、事件が発生した場合は説明責任を果たすこと、被害者に対する司法的救済を提供することが極めて重要であることを強調する。
- ・安全保障理事会の命令により活動する、PKO 部隊以外のすべての軍隊 (筆者注: 安全保障理事会が活動を授權した多国籍軍等を指すと見られる。) に対し、性的暴力の発生を防止し、加害者の免責を招かないよう対応すること (combat impunity) を強く求める。
- ・加害者が派遣国により免責されがちである傾向が、性的暴力事件の増大を招いていることを認識し、当該派遣国において事件の調査が迅速に行われ、加害者に対し、起訴を含む適切な措置が取られる必要があることを強調する。
- ・全ての部門の国連要員が、派遣先での行動について、同じ行動準則 (standard of conduct) に従うことを確認する。
- ・派遣国が、自国要員の起こした性的暴力について、事件を調査し、派遣国の国内法に従い、加害者に対し、責を負わせる義務を有していることを強調する。
- ・この問題について、事務総長、国連関係機関、加盟国の間での協力を更に改善していくことの重要性を強調し、また、これら 3 者の中で、性的暴力に関連する頻繁な情報交換を維持していく必要性を強調する。

注 (インターネット情報は 2017 年 4 月 18 日現在である。)

- (1) ここでいう「PKO 要員」には文民警察官等も含まれる。
- (2) A/70/729, Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse: Report of the Secretary-General, March 4, 2016. <http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/729> なお、PKO 要員による性的暴力は、「国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA)」と「国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO)」への派遣部隊で頻発しており、これら 2 つの PKO 活動で発生した件数 (38 件) は、2015 年に発生した、PKO 部隊の性的暴力事件全体 (69 件) の 55% を占めている。
- (3) *ibid.*
- (4) S/RES/2272, adopted on March 11, 2016. <http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2272%282016%29>
- (5) AP 通信の報道。Edith M. Lederer, “Security Council adopts 1st resolution tackling sexual abuse by UN peacekeepers,” *U.S. News and World Report*, March 12, 2016. <<https://www.usnews.com/news/world/articles/2016-03-11/un-adopts-1st-resolution-tackling-sexual-abuse-by-un-troops>> 実際にはこれに先立ち、2015 年 10 月 13 日にも安全保障理事会で関連の決議 (第 2242 号) が採択されている。同決議は、PKO 活動を実施する際、女性の権利及び男女同権に配慮する必要性を述べた上で、事務総長に対し、今後 5 年以内に女性の PKO 要員を 2 倍に増やす計画に着手することを求めている。なお、同決議でも、PKO 要員の性的暴力に対する懸念や、非寛容政策への歓迎が表明されている。
- (6) A/RES/71/278, United Nations actions on sexual exploitation and abuse, adopted on March 10, 2017. <http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/71/278>